

議 第 9 2 号

会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す  
る 条 例 の 制 定 に つ い て

本 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例  
を 下 記 の と お り 制 定 す る も の と す る 。

令 和 7 年 ( 2 0 2 5 年 ) 9 月 5 日 提 出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新 潟 県 柏 崎 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を  
改 正 す る 条 例

新 潟 県 柏 崎 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 す る 条 例 ( 令 和 元 年 条  
例 第 1 7 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 事 務 補 助 の 部 1 級 の 項 中 「 7 , 2 5 3 円 」 を 「 7 , 5 2 5 円 」  
に 、 「 1 , 0 1 0 円 」 を 「 1 , 0 7 5 円 」 に 改 め 、 同 部 2 級 の 項 中 「  
7 , 5 1 5 円 」 を 「 8 , 0 0 3 円 」 に 、 「 1 , 0 1 8 円 」 を 「 1 , 0  
8 3 円 」 に 改 め 、 同 表 技 術 職 の 部 1 級 の 項 中 「 7 , 5 7 4 円 」 を 「 8  
, 0 2 9 円 」 に 、 「 1 , 0 8 2 円 」 を 「 1 , 1 4 7 円 」 に 改 め 、 同 表  
技 能 職 の 項 中 「 7 , 5 7 4 円 」 を 「 8 , 0 2 9 円 」 に 、 「 1 , 0 8 2  
円 」 を 「 1 , 1 4 7 円 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 7 年 1 0 月 2 日 か ら 施 行 す る 。



新潟県柏崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年9月24日条例第17号）

改正後						改正前					
別表（第2条、第8条、第8条の2関係）						別表（第2条、第8条、第8条の2関係）					
職種	職務の級	標準的な職務	月額	日額	時給	職種	職務の級	標準的な職務	月額	日額	時給
事務補助	1級	定例的な事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	153,600円	7,525円	1,075円	事務補助	1級	定例的な事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	153,600円	7,253円	1,010円
	2級	高度の知識経験を必要とする事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	163,400円	8,003円	1,083円		2級	高度の知識経験を必要とする事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	163,400円	7,515円	1,018円
	3級	相当高度の知識経験を必要とする窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	171,100円				3級	相当高度の知識経験を必要とする窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	171,100円		
技術職	1級	保育業務の補助又は専門員若しくはこれに相当する職（以下「専門員等」という。）の職務その他規則で定めるもの	169,700円	8,029円	1,147円	技術職	1級	保育業務の補助又は専門員若しくはこれに相当する職（以下「専門員等」という。）の職務その他規則で定めるもの	169,700円	7,574円	1,082円
	2級	高度の知識経験を必要とする専門員等又は教育業務の職務その他規則で定めるもの	179,600円	7,884円	1,367円		2級	高度の知識経験を必要とする専門員等又は教育業務の職務その他規則で定めるもの	179,600円	7,884円	1,367円

改正後		改正前			
2級	則で定めるもの				
3級	保育業務の主担当、高度の知識経験を必要とする教育業務の職務その他規則で定めるもの	192,400円	192,400円		
4級	医療業務の職務その他規則で定めるもの	225,500円	225,500円	10,626円	1,527円
5級	高度の知識経験を必要とする医療業務又は相当高度の知識経験を必要とする教育業務の職務その他規則で定めるもの	385,000円	385,000円		2,780円
(略)					
技能職	調理業務の補助又は労務の補助の職務その他規則で定めるもの	169,700円	169,700円	7,574円	1,082円
1級					
(略)					